


Department of Forensic Medicine, Fukuoka University



死亡診断書・死体検案書の 「書き方」と「考え方」

福岡大学医学部法医学教室
教授 久保真一

福岡大学

はじめに

死亡診断書（死体検案書）は、死者についての最後の説明文書。
説明内容は、様々な法律に関係している。

関連する法規

(1) 医師法 (19条)：証明文書交付義務 (20条)：無診療治療等禁止	(7) 民事訴訟法 (234条)：証拠保全 (8) 民法 (882, 886条)：相続・死亡時期
(2) 医師法施行規則 (20条)：死亡診断書（死体検案書） 記載事項と様式	(9) その他の保障・保険法 労働者災害補償保険法 公害健康被害の補償等に関する法律 健康保険法（各共済） 国民健康保険法 厚生年金保険法 自動車損害賠償保障法等
(3) 刑法 (134条)：秘密漏洩罪 (160条)：医師の虚偽診断書等作成 の罪	
(4) 戸籍法 (86条)：死亡届出	
(5) 統計法 (3, 4条)：死因・傷病統計分類	
(6) 刑事訴訟法 (99~105条)：差押・提出命令	

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

福岡大学

死亡診断書（死体検案書）作成上の必須条件

- (1) 死亡に関する事項を社会的・医学的に**正しく真実を記載**すること
- (2) 国際的に死因（傷病）統計などの**比較に資する記載内容**であること
- (3) **公文書**に準じた書式であること
- (4) 刑事・民事事件等の**証拠**，保障・保険等の**認定・査定の資料**になり得る記載内容であること

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

福岡大学

死亡診断書 （死体検案書） の 「書き方」

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

福岡大学

一般的注意事項

1. 記入していない欄については**「斜線」で消す**（斜線部に押印は不要）。
2. 書式としての印刷文字を抹消するときは**「二重横線」で消す**（押印は不要）。
3. 医師が記載・記入した事項を訂正するときは**「訂正印」を押す**。
4. 署名欄に**自署**した場合の**押印は不要**。

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

福岡大学

死亡診断書か死体検案書かの区別

1. 死亡診断書
 - (1) 診療継続中の患者が、診療に係る傷病に関連して死亡した場合
2. 死体検案書
 - (1) 診療継続中の患者以外の者が死亡した場合
 - (2) 診療継続中の患者が、診療に係る傷病と関連しない原因で死亡した場合

記入例：死亡診断書 ~~（死体検案書）~~
~~死亡診断書~~（死体検案書）
 該当しない方を**二重横線**で消す

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

福岡大学

氏名、性別、生年月日(1)

1. **氏名**は**戸籍上**に記載された氏名を記載する。
身元不明者の場合は「**不詳**」とし、**俗称**を括弧を付して記入する。
2. **性別**は該当する数字を○で囲む。
(性染色体の状況)
性別が**不詳**の場合は「**不詳**」と記入し、推定できる場合は**推定性別**を括弧を付して記入する。
3. **生年月日**は**戸籍上**に記載された生年月日を記入。
不明な場合は「**不詳**」と記入し、推定できる場合は**推定年齢**を括弧を付して記入する。

氏名、性別、生年月日(2)

記入例

氏名	福岡 三郎	①男 ②女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	5年6月7日
氏名	ジョージ・ワントン	①男 ②女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	5年6月7日
氏名	不詳 (自称○○)	①男 ②女	生年月日	明治 昭和 大正 平成 令和	不詳 (65歳位推定) 年 月 日

死亡したとき(1)

死亡確認時刻を記載する。不明な場合は推定できる範囲で記入し、**頃**や**(推定)**等をつける。
「不詳」とはしない。

記入例

- 1) 死亡に立ち会った場合

死亡したとき	令和 2年 4月 1日 午前 午後 ① 4時 55分
--------	----------------------------

- 2) 事故などで死亡時刻が明らかな場合

死亡したとき	令和 2年 4月 1日 午前 午後 ① 4時 頃 分 推定
--------	-------------------------------

死亡したとき(2)

- 3) 救急搬入時心臓停止状態で、蘇生しなかった場合は、**死亡推定時刻**を記載。

死亡したとき	令和 2年 4月 1日 午前 午後 ① 4時 55分 推定
--------	-------------------------------

- 4) 死体検案書など、死亡の「時」まで推定できる場合

死亡したとき	令和 2年 4月 1日 午前 午後 ① 4時 頃 分 推定
--------	-------------------------------

死亡したとき(3)

- 5) 死体検案書など、死亡の「日」まで推定できる場合

死亡したとき	令和 2年 4月 1日 午前・午後 頃 時 分 推定
--------	----------------------------

- 6) 高度腐乱死体など、死亡の「月」までしか推定できない場合

死亡したとき	令和 2年 2月 頃 日 午前・午後 時 分 推定
--------	---------------------------

- 7) 白骨死体など、死亡の「年」までしか推定できない場合

死亡したとき	平成 27年 頃 月 日 午前・午後 時 分 推定
--------	---------------------------

死亡の場所及びその種別の記載欄

病院で死亡した場合

死亡したところの種別	①病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
死亡したところ	福岡県太宰府市○町123番地4
施設の名称	梅ヶ枝記念病院

自宅で死亡した場合

死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム ⑥自宅 7その他
死亡したところ	福岡市城南区▲町1丁目2番地の3- 407号
施設の名称	

死亡の場所及びその種別の記載欄

介護医療院または介護老人保健施設で死亡した場合

(1) 介護医療院で死亡したケース

記入例①	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところの種別	介護医療院
記入例②	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところの種別	介護老人保健施設

(2) 介護老人保健施設で死亡したケース

記入例①	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところの種別	介護老人保健施設
記入例②	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
	死亡したところの種別	介護老人保健施設

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

その他で死亡した場合

死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 7その他
死亡したところ	福岡県筑紫郡那珂川町大字■34番地5所在○●水門先15メートルの那珂川(発見)
施設の名	

- 番地 ■ビル踊場
- 番地裏 ○メートル油山山中
- 番地先 国道△号線路上
- 番地先 樋井川(発見) など

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

死亡の原因

死亡の原因(原因死)とは死亡を引き起こし、また、その原因となった全ての疾病、状態、もしくは損傷及びこれらの損傷を引き起こした事故、暴力の状況を言う。
発症の型(例:急性)、病因(例:病原体名)、部位(例:胃噴門部)、性状(例:病理組織型)などもできるだけ詳しく記入する。

I 欄、II 欄とも終末期の状態としての「心不全」「呼吸不全」などは書いてはならない。

I 欄: 死亡に直接的に関連のある死因

ア: 直接の死因となった傷病名を記入。

イ: (ア)の傷病の原因があれば、その傷病名、状況を記入。

ウ: (イ)の傷病の原因があれば、その傷病名、状況を記入。

エ: (ウ)の傷病の原因があれば、その傷病名、状況を記入。

II 欄: I 欄と直接の因果関係はないが、間接に死亡に関与していると考えられる疾病、身体状況を記入する。例えば、病気を苦にしての自殺の場合はその病名を記入する。

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

発病(発症)又は受傷から死亡までの期間の欄

- その傷病の発生から死亡までの期間を記入する。
記入例: 「1年3か月」「5時間20分」
- 期間が明らかでない場合は、推定して記入する。
記入例: 「短時間」「約〇時間」「約〇日」「約〇年」等

I	(ア)	非定型的絞死	短時間
	(イ)		
	(ウ)		
	(エ)		
II		前立腺癌(術後)	1年3か月

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

手術、解剖の欄

- 死亡原因欄の傷病の治療目的で手術が行われていた場合、術式、診断名、所見、病変の部位、性状、広がりなどを記入する。紹介状や伝聞などによる情報については括弧を付して記入する。
- 解剖の主要所見、傷病変の部位、広がりを記入する。

手術	1無 2有	部位及び主要所見	手術年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
解剖	1無 2有	主要所見			

脳底部を中心に広範囲のくも膜下出血、
右中大脳動脈ならびに前交通動脈の動脈瘤

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

死因の種類(I)

原因死により 病死及び自然死(1) に分類する。

外因死(2-11)

・・・不慮の事故(2-8)とその他(9-11)

不詳の死(12)・・・病死か外因死か不明

- 病死及び自然死
疾病による死亡及び全身の老化による自然死。
- 交通事故
運転者、同乗者、歩行者を問わず、交通機関(自動車のみならず自転車、鉄道、船舶などあらゆる種類のものを含む)による事故が起因した死亡。自過失、単独事故の態様を問わない。
- 転倒・転落
同一平面での転倒、階段・ステップ・建物からの転落などに起因した死亡。
- 溺水
海洋、河川、湖沼、プール、浴槽、水たまりなど、溺水の場所は問わない。

Department of Forensic Medicine, Faculty of Medicine, Fukuoka University

死因の種類(2)

5. 煙、火災及び火焰による傷害
火災による死亡（火傷・一酸化炭素中毒・気道熱症など、死亡が火災に起因したものとすべ）、火焰・高温物体との接触による火傷・熱症などによる死亡。
6. 窒息
頸部や胸部の圧迫、気道閉塞、気道内異物などによる窒息
7. 中毒
毒物、薬物などの接触、服用、注射などに起因した死亡。
8. その他
その他の事故、労働災害、**天災**などの不慮の外因に起因した死亡。

死因の種類(3)

9. 自殺
死者自身の意志と行為にもとづく死亡。縊頸、高所からの飛降、電車への飛込、刃器・鈍器による自傷、溺水、中毒などの手段方法を問わない。
10. 他殺
加害者に殺意がある場合のみならず、他人によって加えられた傷害による死亡すべてを含む。絞・扼頸、鼻口部の閉塞、刃器・鈍器による傷害、放火による焼死、毒殺など。
11. その他すべての外因
2～10に分類できない外因に起因した死亡。
*外因（2～11）によって受傷後、その後遺症、合併症に陥り死亡した場合は、病死に分類せず、該当する外因死の項に分類する。
12. 不詳の死
例えば、腐乱死体、白骨死体など病死か外因死か不明な場合。

外因死の追加事項(1)

1. 死亡の種類が「外因死（2～11）」、または「I 病死及び自然死」の場合であっても、II 欄の項に外因的傷害等を記入した場合は記入する。
伝聞、推定情報の場合でも記入する。

死亡診断書（死体検案書）で、**外因の関与がある全ての場合**において、「**外因死の追加事項**」欄の記入が必要となる

外因死の追加事項(2)

2. 「傷害が発生したとき」については、明らかでない場合は推定できる範囲で記入する。
記入例：平成〇年〇月〇日午後4時30分頃推定
3. 「傷害が発生したところ」は自治体の市、区、町、村名まで記入。
4. 「傷害発生場所」の「I 住居」は自宅に限らず居住地及び私有地としての庭、車庫等を言う。
老人福祉施設、寄宿舎、病院、母子寮等の居住施設は住民登録している場合であっても「4 その他」とする。

外因死の追加事項(3)

傷害が発生したとき	令和・平成2年4月1日午前・午後 3時30分 推定	傷害が発生したところ	福岡(県) 大野城(町) 大野城(町) 大野城(町)
傷害が発生したところの種類	1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他 ()		
手段及び状況	救急隊員の説明によると、上記住所前の国道00号線上で、大型トラックと普通乗用車との正面衝突事故が発生。死者は、乗用車運転席に閉じ込められ、救出されたものの心肺停止状態。当院に救急搬送されたもの。		

生後1年未満で病死した場合の追加事項

生後1年未満で病死した新生児・乳児について、その死亡の原因が母親の妊娠中、分娩時の障害にあると考えられる場合には、母子健康手帳などを参考に記入する。当該新生児・乳児の出生に立ち会った場合、出生した病院・診療所の医師でなくても記入すること。

記入例：早期破水のため子宮内感染をきたし、肺膿瘍で死亡した場合は「早期破水」と記入。

出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数
2,950グラム ①	単胎 2 多胎(子中第子)	満 40 週
妊娠・分娩時における母体の病態又は異状		前回までの妊娠の結果
1 無 ②	有 { 早期破水 } 3 不詳	出生児 人 死産児 胎児

署名欄

1. 診断書の場合：診断（~~検案~~）する
検案書の場合：~~診断~~（検案）する
2. 医師本人の「署名」がある場合は押印は必要ない。
3. 診断（検案）年月日と、診断書（検案書）発行年月日を併記する。

上記のとおり診断（~~検案~~）する 診断（~~検案~~）年月日 令和 2 年 4 月 1 日
本診断書（~~検案書~~）発行年月日 令和 2 年 4 月 1 日

福岡市城南区〇町△丁目□番地
(住所) ●■内科医院
(氏名) 医師 福大 太郎 (福大)

死亡診断書 (死体検案書) の 「考え方」

死亡診断書（死体検案書）は、
死者についての最後の説明文書。
死亡に関する事項を、
社会的・医学的に正しく真実を記載すること

↓

死後診断（検案）は、推測を廃し、
判る範囲で、正しいと医学的に判断できる内容を記載する。
推測や仮定で死後診断（検案）すると、その後の説明（立証）に窮することになる。

説明不足の記載にならないために

I	(7) 直接死因	溺死	I	(7) 直接死因	溺死
	(4) (7) の原因	心筋梗塞		(4) (7) の原因	溺水の吸引
	(9) (4) の原因			(9) (4) の原因	浴槽への溺没
	(1) (9) の原因			(1) (9) の原因	心筋梗塞
II	関連傷病名		II	関連傷病名	

入浴中に心筋梗塞を発生し、浴槽で溺れて死亡した場合

説明不足の記載にならないために

I	(7) 直接死因	急性肺炎	I	(7) 直接死因	誤嚥性肺炎
	(4) (7) の原因	交通事故		(4) (7) の原因	意識障害
	(9) (4) の原因			(9) (4) の原因	頭部打撲
	(1) (9) の原因			(1) (9) の原因	車両との衝突
II	関連傷病名		II	関連傷病名	

交通事故で頭部外傷を受傷し、意識障害が続いた結果、誤嚥性肺炎に陥って死亡した場合

因果関係が矛盾しないために

◆直接死因について
高血圧、心肥大がある患者さんで、心機能障害に陥って死亡したとしか考えられない場合は、

「急性心不全」
心臓が原因で死に至ったとの考え方から
「急性心臓死」、「高血圧性心疾患」

因果関係が矛盾しないために

◆直接死因について

直接死因の判断が困難な場合で、外因死は否定できるが「病死」の診断名が特定できない場合は、

無理に病名をつけずに、判らないものは判らないとして「不詳の病死」「病死疑い」と記載することも大切



但し、死因の種類は、「12. 不詳の死」となる

「診断名が不明確な病態」、「老衰」を記載した場合の「原死因」の扱い

	(7) 直接死因	病死疑い
I	(4) (7)の原因	
	(9) (4)の原因	
	(1) (9)の原因	
II	関連傷病名	

原死因は、「不詳の死」
死因の種類は、「12」

	(7) 直接死因	老衰
I	(4) (7)の原因	
	(9) (4)の原因	
	(1) (9)の原因	
II	関連傷病名	

原死因は、「老衰」
死因の種類は、「1」

因果関係が矛盾しないために

◆原死因について

I欄の最下段の死因欄の記載が「原死因」となることを理解したうえで、医学的因果関係を考慮して記載する配慮が必要。

記載による原死因の違い (1)

	(7) 直接死因	肺炎
I	(4) (7)の原因	意識障害
	(9) (4)の原因	頭部打撲
	(1) (9)の原因	車両との衝突
II	関連傷病名	

原死因は、「交通事故」
死因の種類は、「2」

	(7) 直接死因	急性肺炎
I	(4) (7)の原因	
	(9) (4)の原因	
	(1) (9)の原因	
II	関連傷病名	車両との衝突

原死因は、「急性肺炎」
死因の種類は、「1」

異状死体届出の必要性の判断
と
死亡診断書と死体検案書の
どちらを選択するか
の
「考え方」

異状死体の届出（警察への）の対象は？

異状死体か否かの違いは、

「明らかな病死」か「明らかな病死以外」かの違い

明らかな病死以外

↓
異状死体

→ 警察への届出

「刃物で胸を刺されて入院中の患者の死を見届けた場合」、死亡に立ち会っているが、「明らかな病死以外」に相当するのでこれは「届出」の対象。

死亡診断書か死体検案書どちらを選択するのか

死亡診断書か死体検案書かの違いは、
「**診療中の傷病**」か「**診療中の傷病以外**」かの違い



「刃物で胸を刺されて入院中の患者の死を見届けた場合」
「刃物で胸を刺されて入院中の患者さん」が、
その傷害に基づく病態で死亡した場合は、
「死亡診断書」を発行することになる。

まとめ

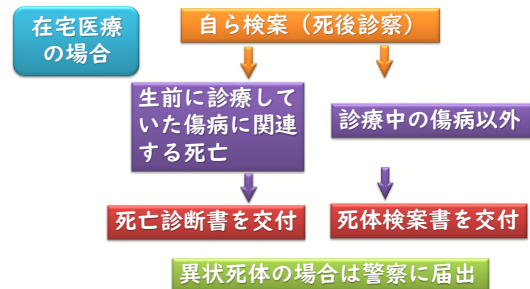
	死因が 診療中の傷病	死因が 診療中の傷病以外
明らかな病死	死亡診断書 (届出不要)	死体検案書 (届出不要)
明らかな病死 以外	死亡診断書 異状死体届出	死体検案書 異状死体届出

医師法第20条の「24時間」の規定について

「**自ら検案しないで**検案書を交付してはならない。
但し、診療中の患者が**受診後24時間以内に死亡した**
場合に交付する死亡診断書については、**この限りで**
ない。」



医師法第20条の「24時間」の規定について 最終診療後24時間以上経過していた場合



変死, 変死者, 異状とは

医師法第21条: 異状死体届出義務

明文化されていない

「**確実に診断された内因性疾患で死亡したことが
明らかである死体以外の全ての死(体)**」

目的: 犯罪と関係ある,
または疑われる死体を見逃さないために

正しく
死亡診断書・死体検案書
が記載できるように
繰り返し復習して下さい。

